

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○宮城県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

(農産園芸環境課)

一

告 示

○生活保護法による施術者の指定

(社会福祉課)

一

○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定

(障害福祉課)

一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定

(同)

二

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の廃止の届出

(同)

二

○認証食品の認証

(食産業振興課)

二

○飼料試験結果の公表

(畜産課)

二

○保安林の指定の予定

(森林整備課)

三

○保安林の指定の解除

(同)

三

○保安林の指定の解除の予定

(同)

三

○保安林の指定施業要件の変更の予定

(同)

四

○保安林の指定施業要件の変更

(同)

四

○道路の区域変更(四件)

(道路課)

五

○道路の供用開始(二件)

(同)

六

○都市計画変更の図書の写しの縦覧

(都市計画課)

七

○土地改良区の定款変更の認可

(仙台地方振興事務所)

七

規 則

宮城県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第十号

宮城県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

宮城県肥料取締法施行細則(昭和五十九年宮城県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表5の項中「1の1のケ、コ又はサに定めるは乳動物由来たん白質、家畜由来たん白質又は魚介類由来たん白質」と「2の1」に定める動物由来たん白質であって、同1の表の第2欄に定める確認

済セラチン等以外のもの」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○宮城県告示第二百十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条(中国

残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に關

する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成三十年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
塩田 大樹	常心接骨院	富谷市ひより台二一三十七	平成二十九年十二月七日

○宮城県告示第二百十七号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通

所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成三十年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害児通所支援の種類	設置者名	指定年月日
			宮城県知事 村 井 嘉 浩	

○四五二〇〇五二一	おもちゃ箱とめ 登米市迫町佐沼字八幡一丁目二一八	児童発達支援	合同会社 i・n・g	平成三十年三月一日
-----------	-----------------------------	--------	------------	-----------

○宮城県告示第二百十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成三十年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二二七〇〇六八四	わ・は・わ大衡 黒川郡大衡村大衡字 鎧沢十二番五十四	生活介護 就労継続支援B型	社会福祉法人 みんなの輪	平成三十年三月一日

○宮城県告示第二百十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の二十五第二項の規定により、指定一般相談支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条の三十第一項第二号の規定により告示する。

平成三十年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
朝日精麦株式会社 登米市	同左	和牛育成用混合飼料	こだわり育成	H30.1	重金属ーカドミウム、鉛、水銀	無

安全性に関する検査
平成30年1月収去
栄養成分に関する検査
平成30年1月収去

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定一般相談支援の種類	設置者名	廃止年月日
○四三〇五〇〇四三九	はつとオレンジ 気仙沼市東新城二丁目五十四	地域移行支援 地域定着支援	特定非営利活動法人 ネットワークオレンジ	平成三十年三月十五日

○宮城県告示第二百二十号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成三十年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

認証食品	認証番号	品目	申請者の氏名又は名称	製造業者の名称又は屋号	製造所等の所在地
一	二二五十五	仙台牛	株式会社かとう精肉店	株式会社かとう精肉店	仙台市青葉区上杉一丁目十四番二十号

二 認証年月日

平成三十年三月一日

○宮城県告示第二百二十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成三十年一月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成三十年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
株式会社サノボク飼料 栗原市	同左	肥育用3	H30.1	栄養成分等一粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	
みらい飼料株式会社 石巻工場 石巻市	同左	ITOUCHUすこやかラクトレイン	H30.1	栄養成分等一粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	

(注) 飼料又は飼料添加物の区分の欄中「◎」とあるのは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

○宮城県告示第百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成三十年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

黒川郡大衡村大瓜字宮沢四四の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字宮沢四四の一(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び大衡村役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

気仙沼市唐桑町小鯖一〇九の三・一二七の七(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

本吉郡南三陸町歌津字管の浜六七の四(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び南三陸町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市宮戸字鹿島一七の一、一七の二、一八の一、一八の二、一九の一、一九の二（次の図に示す部分に限る。）、字神ノ前二九の二

2 保安林として指定された目的
魚つき

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市宮戸字菖蒲田九の一・九の二・三六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字横田三七の二、三八、字仙堂山六の一（次の図に示す部分に限る。）、字神ノ前一四（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大和町松坂平二丁目一の一・一九（次の図に示す部分に限る。）、字神ノ前二九の二

2 保安林として指定された目的
水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
黒川郡大和町宮床字高山三一の一・三、一一八の二、一一九の二、一二〇の一・二、一二〇の一・三、字中山四五の二、吉田字上嘉太神北五の二、字中見山下二の二

2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 黒川郡大和町落合相川字賀美山一の一(次の図に示す部分に限る。)、一の一から一の一二まで、松坂平二丁目一の一・一一の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

干害の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 黒川郡大和町松坂平二丁目一の一・一一の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路 名 閑上港線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
後	前	後	前	七・八 九・七	九三・一	一部の区間について、名取市道梶前線との重複により供用開始がみならず。
一〇・八 一四・七	一〇・二 一一・四	九三・一	二二六・八			
名取市大曲字八幡三四番二地先から 同市下余田字木戸無番地先まで		名取市大曲字布田一六八番一地先から 同市大曲字布田一四五番地先まで				

○宮城県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 岩沼停車場線
三 道路の区域

変更の区間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
岩沼市館下一丁目六一番一〇地先から 同市館下二丁目六三番六地先まで		前	八・一	一六二・五	一部の区間 について、岩 沼市道西大町 線との重複に より供用開始 がより開 始 とみなす。
後	八・一 二九・五	一四〇・一			

○宮城県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成三十年三月九日

一 道路の種類 県道
二 道路名 大和松島線
三 道路の区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更の区間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
黒川郡大和町鶴巣大平字川向無番地先 から 同郡同町鶴巣大平字日照田無番地先 まで		前 A	七・〇	五一・二	上記 A 及び B は、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
後 B	七・〇 三一・〇	五一・二			

○宮城県告示第二百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

一 道路の種類 県道
二 路線名 気仙沼唐桑線
三 道路の区域

変更の区間		変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
気仙沼市唐桑町崎浜一五番一地先から 同市唐桑町崎浜二四番三地先まで		前 A	八・五	一七三・七	上記 A 及び B は、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
後 A	八・五 一九・六	一六・九			

○宮城県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成三十年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大和松島線	黒川郡大和町鶴巣大平字川向無番地先から 同郡同町鶴巣大平字日照田無番地先まで	平成三十年 三月九日

○宮城県告示第二百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成三十年三月九日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県気仙沼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	気仙沼唐桑線	気仙沼市唐桑町崎浜二七番七地先から同市唐桑町崎浜二七番七地先まで	平成三十年三月九日

○宮城県告示第二百三十三号

東松島市から石巻広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年三月九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 石巻広域都市計画下水道
- 2 名称 東松島市流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第二百三十四号

秋保町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、平成三十年三月二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年三月九日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 加 藤 睦 男